

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

凡開運翰株式會社定款(寫)

丸開運輸株式會社定款 (第四)

丸開運輸株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ株式會社ノ法規ニ遵ヒ之ヲ組織ス

第二條 當會社ノ商號ヲ丸開運輸株式會社ト稱ス

第三條 當會社ノ目的ハ左ノ事項ヲ包含ニ在リ

一 海陸一般運送及其附帶事業

一 倉庫事業

必要ニ應ヒ前項ノ事業ヲ他ト共同經營シ

又ハ之ニ投資シ若クハ前項ノ事業ヲ目的ト

スル會社ヲ設立スル為メ其ノ發起人トナルコトヲ

得

第四條 當會社ハ本石ヲ東京市ニ置キ必要ニ應ヒ

便宜ノ地ニ支店營業所出張所又ハ代理店ヲ
設クルコトアルヘシ

第五條 當會社ノ資本總額ヲ金五萬圓トス

第六條 公告ハ本店ノ店頭ニ掲示ス

第七條 存立期間ハ會社設立ノ日ヨリ滿參拾年トス

第八條 資本株式

第八條 當會社ノ株式ハ總數ヲ壹千株トシ壹株

ノ金額ヲ金五拾圓トシ一時ニ金額ヲ拂

込ムモノトス 其ノ株式ハ記名式ニシテ拾株

券ニ壹種トス

第九條 臨時總會

第九條 株主總會ハ臨時總會及臨時總會ノ

或種トシ定時總會ハ毎年六月拾貳月ノ

兩度之レヲ招集シ臨時總會ハ臨時必要

ノ場合之レヲ招集ス

第十條 株主總會ハ株主ニ對シ豫メ通知シタル事項

ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス

第十一條 株主總會ノ議長ハ社長又ハ他ノ取締役

之ニ當ル社長及取締役事故アルトキハ

出席株主中ヨリ之レヲ選任ス

第十二條 株主ノ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得

但其ノ代理人ハ當會社ノ株主ニ限ル

第十三條 株主總會ノ議事ハ法律ニ別段ノ定メアル場

合ノ外出席株主ノ過半数ヲ以テ之レヲ

決議ス

可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

但議長ハ之レカ為メ自己決議権行使ヲ防ケス

第十四條 株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ

記載シ議長及出席株主壹名以上之レニ

署名スルモノトス

第四章 役員

第十五條 當會社ニ取締役五名以内監査役參名

以内ヲ置ク

第十六條 取締役及監査役ハ當會社株式五拾株以

上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於

テ之レヲ選出ス

第十七條 取締役ノ任期ハ參ヶ年監査役ノ任期ハ貳

ヶ年トス

但取締役及監査役ノ任期カ其ノ任期中

ノ最終ノ配當期ニ際スル定時總會以前

ニ終了スルハキ場合ハ該總會ノ終結ニ至

ル迄其ノ任期ヲ伸長ス

第十八條 取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名常務

取締役貳名ヲ置クコトヲ得

第十九條 取締役會ヲ開キ定款及株主

總會ノ決議ニ基キ社務ニ關スル重要

事項ヲ決議ス

但取締役總員ニ於テ異議ナキトキハ

書面決議ニ依ルコトヲ得

第貳拾條 社長及常務取締役、當會社ヲ代表シ株主總會及取締役會、決議ニ基キ業務執行、責ニ任ス

第貳拾壹條 取締役、在任中自己所有ノ當會社株式五拾株ヲ監査役ニ供託スヘシ取締役退任シタルキハ定時總會ニ於テ諸許算、承認ヲ得テ其供託株ヲ還付ス

第貳拾貳條 取締役及監査役、報酬ハ株主總會、決議ヲ以テ之レヲ定ム

若干名ヲ置クコトヲ得

第五章 計算

第貳拾參條 當會社、決算ハ毎年五月末日及拾壹月末日ヲ以テ之レヲナス

第貳拾肆條 毎配當期、總益金ヨリ總損金ヲ引去リタル殘金ヲ純益金トシ左ノ順序ニ依リ分配ス

一 法定積立金 純益金ノ百分五以上

一 役員賞與金 百分拾以下

一 株主配當金

第貳拾伍條 株主配當金ハ毎配當期末現在ノ株主ニ之レヲ配當ス

但株主カ其年経過スルモ之レヲ受取
ヲサルトキハ當會社ノ取得トス

第六章 附則

第九條 當會社ノ發起人ノ住所氏名左ノ如シ